

指名停止措置一覧

令和5年5月26日現在

登録区分	承認番号	指名停止措置業者名	指名停止措置期間	指名停止措置要件及び理由
工事 物品	1472 961	三菱電機(株)東北支社	令和5年5月26日～ 令和5年6月25日	<p>【指名停止要件】 不正又は不誠実な行為</p> <p>【指名停止理由】 当該業者は、電波法における登録に係る業務の実施方法によらないで点検業務を行い、また無線局の検査のために作成する点検結果を記載した書類(点検結果通知書)を事実とは異なる内容で免許人へ通知したとして、令和5年3月17日に総務省関東総合通信局から電波法第24条の10の規定に基づく延べ30日間の業務停止命令、及び電波法第24条の7第2項の規定に基づく業務改善命令を受けたもの。</p>
工事	1010	青木あすなる建設(株)東北支店	令和5年5月13日～ 令和5年6月12日	<p>【指名停止要件】 建設業法違反行為</p> <p>【指名停止理由】 当該業者は、発注者から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結した。</p> <p>そのため、国土交通省関東地方整備局長から建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年3月17日付けで、4月1日から15日までの15日間、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係る営業停止命令による監督処分を受けたもの。</p>
役務	1356	(株)セレスポ仙台支店	令和5年4月13日～ 令和5年8月12日	<p>【指名停止要件】 独占禁止法違反行為</p> <p>【指名停止理由】 当該業者は、平成30年2月頃から同年7月頃までの間に公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札において、当該業者を含む6社が独占禁止法第3条などに違反する犯罪があったとして、令和5年2月28日に公正取引委員会から刑事告発され、同日付けで東京地方検察庁から起訴及び在宅起訴されたもの。</p>